

令和5年度新 SBIR 制度加速事業の評価について

1. 審査・評価委員会の役割

SIP・PRISM のガバナリングボードにおいて承認された事業の方針等に従い、令和5年度新 SBIR 制度加速事業について、対象施策の取組による実績等の評価し、所見及び交付金の配分額案をガバナリングボードに提示する。

2. 評価の進め方

令和5年度新 SBIR 制度加速事業の対象施策を実施した機関は、所管省庁に確認の上、フォローアップ調書の概要及び詳細を事務局に提出する。

委員会は、施策を実施した機関から提出されたフォローアップ調書の査読、前記機関からのヒアリングにより評価を実施する。なお、施策を実施した機関の所管省庁は、その機関のヒアリングの際に傍聴可能とする。

委員会は、評価の過程で不明瞭な点や追加で確認を要する点が生じた場合、事務局を通じて、各機関に確認を行うことができることとする。

※施策を実施した機関(国研等)がなく、省庁から直執行の場合には、省庁が必要な資料の提出やヒアリング等に対応する。

3. 評価方法

各委員は、フォローアップ調書、ヒアリング内容に基づき、優れた点や改善を要する点などについて、所見を示す。

各評価項目の重み付けは同じとし、各委員が各項目ごとに5段階[※]で評定を付与する。

各項目の総合評価は、各委員の評価を踏まえ、座長が5段階で評価を決定する。

施策の総合評価は、各項目の総合評価を踏まえ、座長が5段階で評価を決定する。

評価結果は、次年度の配分額案に考慮する。

※「S」(非常に優れている)、「A」(優れている)、「B」(順調である)、「C」(やや不十分である)、「D」(不十分である)
目標達成でB評価とする。

4. 配分額の決定

評価結果を踏まえ、事務局から配分額案の提案がなされた場合は、委員会は提案内容を審議して配分額案をガバナリングボードに提示する。

5. 評価結果の利用

各委員の所見は、事務局が集約して、「フォローアップの所見」資料に取りまとめる。

配分額が決定した後、フォローアップ調書の概要及びフォローアップの所見を原則として公開する。ただし、委員会が公開すべきではないと判断したものについては、非公開とすることができることとする。